

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）6条の規定に基づく特別児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し平成29年11月6日付けで行った、法6条に基づく特別児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

請求人の平成28年中の所得額（法定控除後）年額5,991,304円のうち、年額616,560円は単身赴任手当として会社から支給されたものであり、会社命令による職場異動の為、家族と別居することとなったことによる食費の増加分や2世帯分となる水道光熱費等の生活費の補填を目的とするものである。さらに、単身赴任手当とは別に、会社から単身赴任先の住居の家賃の自己負担として年額237,000円が控除されている。

上記の単身赴任手当（請求人にとって収入）から単身赴任先の

住居の家賃・自己負担分（請求人にとって支出）を単純に差し引くと、年額 379,560 円の所得額増加にしかならず、生活費を支払うとほとんど手元に残らない。

以上のことから、請求人の平成 28 年中の所得額（法定控除後）は、東京都が認識している 5,991,304 円より、概算で年額 853,560 円は低いものとなるので、本件処分には該当しないものとする。

#### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 30 年 5 月 23 日	諮問
平成 30 年 6 月 27 日	審議（第 22 回第 3 部会）
平成 30 年 7 月 25 日	審議（第 23 回第 3 部会）

#### 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 手当は、法 3 条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法 5 条 1 項の規定に基づき都道府県知事の認定を受けた当該父又は母に対して支給されるものである。

法 6 条によれば、手当は、手当の支給要件に該当する者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び

扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは支給しないとされており、法10条によれば、法6条に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定めるとされている。

(2) 法10条の規定を受けて、法施行令2条1項は、「法6条に規定する政令で定める額」は、同条に規定する扶養親族等がないときは459万6千円とし、これらの者があるときは459万6千円にこれらの者一人につき38万円を加算した額とすると規定している。

法施行令4条は、法6条に規定する所得は、地方税法4条2項1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とすると規定している。

また、法施行令5条は、法6条に規定する所得の額について、1項において、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法32条1項に規定する総所得金額等から8万円を控除した額とするとし、2項2号において、前項に規定する道府県民税につき地方税法34条1項6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者一人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者であるときは40万円）を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする旨規定している。

2 これを本件についてみると、本件現況届によれば、請求人の平成28年中の所得金額は6,741,304円であり、ここから、法施行令5条1項に規定する控除額80,000円並びに同条2項2号に規定する障害者控除額270,000円及び400,000円のそれぞれを控除した額は5,991,304円（以下「本件前年所得」という。）であることが認められる。

そして、請求人の扶養親族等は3人であるから、法施行令2条1項に基づいて算出される「法6条に規定する政令で定める額」は5,736,000円(4,596,000円+380,000円×3人)となる。

そうすると、本件前年所得(5,991,304円)は、上記の法6条に規定する政令で定める額(5,736,000円)以上であるため、同条の規定により、請求人に対する手当は平成29年8月から平成30年7月まで支給されないこととなる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものと認められ、違法・不当な点はない。また、処分庁が、本件前年所得及び法6条に規定する政令で定める額を算出した過程において違算等は認められないことから、この点においても本件処分は適正になされたものと認められる。

- 3 請求人は、会社命令による転勤により単身赴任手当が一時的に支給されたが、これは家族と別居することとなったことによる生活費の補填を目的とするものであり、単身赴任手当から単身赴任先住居の住居費(家賃の一部自己負担分)及び生活費を差し引くと、請求人の手元にはほとんど残らず、請求人にとって、収入が実際に増えたわけではないにもかかわらず、処分庁は、こうした事情を考慮せずに、単に請求人の所得額が増加したとして本件処分を行っていることが違法又は不当であると主張しているようである(第3)。

しかし、請求人が主張する単身赴任中の支出増加の実情に対する考慮については、手当の支給を制限する場合の所得額の算定に係る現行の法令の規定に根拠を見出すことのできないものであって、この点について処分庁に裁量の余地はないものといわざるを得ず、主張の当否を論ずるとすれば、それは立法論・政策論の問題というほかない。そして、行政機関である処分庁は、現行の法令の規定を所与のものとした上でこれに則って処分を行い、また、

同じく行政機関である審査庁においても、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行わざるを得ないものであることから、請求人の主張をもって、本件処分を違法又は不当と判断することはできないものである。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成